

令和3年度 部の運営方針書

消防本部

1 部の運営方針

【部の使命】

消防本部は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにより、周南市の安心安全を確保します。

【部の目標】

①既存の多重無線設備を「新スプリアス規格」に適合した設備へ更新するとともに、消防緊急通信指令システム及び消防無線設備の安定稼働を確保することで、消防力の充実を図ります。

(令和3年度:多重無線システム改修工事、工事監理業務委託 他)

②高規格救急自動車の更新や救急救命士の養成により救急業務の高度化を推進するとともに、感染症に対する隊員の感染予防を徹底し、救急搬送体制の機能維持、強化を図ります。

(令和3年度:高規格救急自動車の更新整備、救急救命士1名養成、新型コロナウイルス感染防止対策 他)

③消防団の充実強化を推進するため、消防団車両等の更新整備を行います。

(令和3年度:小型動力ポンプ付積載車[3台]の更新整備、消防用ホース[48本]の更新配備 他)

④消防力の充実強化を図るため、消防車両及び消防機械器具の更新を行うとともに、消防水利の整備及び維持保全を推進します。

(令和3年度:査察広報車の更新整備、防火服などの個人装備の更新整備など)

⑤火災等の被害を軽減するため、住宅用火災警報器の設置・維持の促進、文化財建造物等を含めた防火対象物への予防査察及び、危険物施設の保安管理を徹底します。

【働き方改革による業務改善等の取組み】

働きやすい職場環境の整備や課及び署所内における業務の相互補完を行うことでWLBを推進し、休暇の取得や時間外勤務の低減を目指します。

2 部の経営資源

(1) 部の体制

職員数	209 人	うち	正職員	209 人	・	会計年度 任用職員	0 人	人件費	正職員	1,517,549 千円	会計年度 任用職員	0 千円
-----	-------	----	-----	-------	---	--------------	-----	-----	-----	--------------	--------------	------

※R1職員平均給与(7,261 千円)ベース

※予算計上額

(2) 事業規模

歳入予算額	422,885 千円	歳出予算額	981,024 千円	(正職員人件費を除く)	担当予算小事業数	20 事業	担当課数	9 課
-------	------------	-------	------------	-------------	----------	-------	------	-----

3 部の中期目標（優先順） 第2次周南市まちづくり総合計画・後期基本計画に掲げられた基本施策を実現するための推進施策

目標	推進施策	実現したい成果（最終目標）
1	4 安心安全 2 消防・救急体制の充実 1 消防力の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○電波法令の改正に伴い、既存の多重無線設備を「新スプリアス規格」に適合した設備へ更新を行います。(令和3～4年度) ○消防車両や個人防火装備の更新整備を行うとともに、はしご自動車の総合分解整備を行い、適正な消防力の確保に努めます。 ○「消防団への入団促進」「学生消防団員の育成」「消防団車両等の更新整備」など、消防団活動の活性化と充実強化を図ります。 ○消防職団員研修計画に基づき、最新の技術や知識を習得することによる「消防活動の質の強化」に努めます。 ○緊急通報の受付から出動指令などの指令支援業務を円滑に遂行するとともに、消防緊急通信指令システム及び消防無線設備の安定稼働を確保することで、消防力の充実を図ります。
2	4 安心安全 2 消防・救急体制の充実 2 救急救助業務の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○救急業務の質の向上を図るため、救急救命士・指導救命士の養成や気管挿管認定の取得を進めます。 ○メディカルコントロール体制を強化するとともに、医師の指導・教育の場を確保し救急業務高度化を推進します。 ○救急・救助隊員の知識・技能の向上に必要な教育訓練等を企画し、人材育成に努めます。 ○応急手当の重要性について救命講習会等を通じて市民へ普及啓発に努めます。 ※メディカルコントロールとは 救急救命士等に対して医師が直接、指示・助言を行うこと。
3	4 安心安全 2 消防・救急体制の充実 3 予防体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの人が集まる建物の防火安全を推進するため、予防査察を実施します。 ○市民の生命、身体及び財産を火災から守るため、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進及び、住宅防火診断等を実施します。 ○幼年、少年消防クラブや婦人防火クラブの活動を支援するとともに、市民に対する防火講習や訓練を通じて、火災予防の推進を図ります。 ○コンビナート企業をはじめとする危険物施設に対し、立入検査を計画的に実施し、危険物施設の適切な維持管理やコンプライアンスについて適切な指導を行います。